

平成 28 年度第 2 四半期における東京電力ホールディングス(株)
福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の保安検査結果等

平成 28 年 12 月 6 日
原子力規制委員会
原子力規制庁
福島第一原子力規制事務所
福島第二原子力規制事務所

概要

原子力規制委員会は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所については平成 28 年 8 月 25 日から 9 月 7 日、福島第二原子力発電所については平成 28 年 9 月 1 日から 9 月 21 日の期間、実施計画及び保安規定の遵守状況を確認するため、保安検査を実施しました。検査項目は、保安検査実施前に公表した項目以外にも、抜き打ち検査を実施しております。福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の保安検査の最終報告等については別紙のとおり結果となっております。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所における保安規定違反（「監視」 1件）について

【件名 66kV双葉線引留鉄構に係る保守管理計画の不備について】

平成28年8月22日、送電線66kV双葉線のルート変更の工事中に、引留鉄構^{※1}の円柱部材の接合部近傍に合計44箇所の円周状の亀裂が発見された。保安検査期間中につき当該引留鉄構について保守管理の実施状況を確認したところ、当該引留鉄構は保全計画の策定が必要な重要度分類PS-3^{※2}の機器でありながら、計画が策定されず必要な点検が実施されていないことが判明した。

当該引留鉄構の管理は、5号機が運転開始した昭和53年8月9日に、当時の猪苗代電力所所長と発電所技術課長との間の取り決めで発電所の所掌になったが、そのことが保守担当と情報共有されず保守点検の対象から漏れていた。平成21年には、新検査制度の導入に伴い、機器毎に重要度分類を設定しそれに応じて保全計画を策定することが、保安規定で義務付けられるようになった。しかし、当該引留鉄構は運転当初に保守点検の対象外になっていたことから、この機会においても保全を行うべき点検機器として検討の対象から漏れ、保全計画が策定されず今日まで点検が行われなかった。これは、実施計画に定める保安措置第107条保守管理計画、第4項保全対象範囲の策定、第5項保全重要度の設定、第7項保全計画の策定、第8項保全の実施の不履行に当たる。

事業者は、平成28年10月までに損傷箇所を溶接して補修等の応急処置を完了させるとともに、恒久対策として代替機器を新たに設置するとしている他、点検漏れが生じやすい部門間の責任分岐周辺での保全対象機器の再確認、及び他発電所への水平展開等の再発防止対策を講じるとしている。

本事象においては、上記のとおり当該引留鉄構の保守点検が実施されなかったものの、他の系統の健全性は確保されており外部電源の喪失には至らず、原子力安全に影響を及ぼしていないことから「監視」と判断する。

※1 送電線を5、6号の開閉所に引き込み、支持するために開閉所の屋上に設置されている、3本の支柱からなる構造物

※2 重要度分類指針で定められている「送電線」に該当する（異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器((四)電源供給機能(非常用を除く))

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における
保安規定違反（「監視」 1 件）について

【件名 福島第二原子力発電所開閉所引留鉄構に係る保守管理計画の不備について】

福島第一原子力発電所開閉所引留鉄構*の点検長期計画が策定されておらず、点検が実施されていないとの情報を受け、福島第二原子力発電所開閉所の富岡線及び岩井戸線の引留鉄構の保守管理状況を確認したところ、本来、「原子力発電所建築設備点検マニュアル」及び「重要度分類・保全方式策定マニュアル」に基づき、PS-3*の設備として点検長期計画を策定すべきところ、引留鉄構に係る点検長期計画が策定されておらず、同計画に基づく点検が実施されていないことが確認された。

これは、保安規定107条（保守管理計画）「7. 1 点検計画の策定」及び「8. 保全の実施」の不履行に該当する。ただし、当該引留鉄構については、福島第一での事象発覚後に福島第二の引留鉄構の外観点検を実施したところ、構造上の異常は確認されておらず、原子力安全に及ぼす影響は結果的になかった事を確認した。

以上のことから、原子力安全に影響を及ぼすものではないと判断したことから「監視」と判断する。

なお、東京電力ホールディングスは、平成28年9月29日に点検長期計画を策定していることより、原子力規制庁としては、今後保安検査等において点検の実施状況について確認していくこととする。

- * 引留鉄構：送電線を発電所の開閉所に引き込み、支持するために開閉所の屋上に設置されている、3本の支柱からなる構造物
- * PS-3：安全に関する構築物、系統及び機器で、異常の発生防止の機能（PS）を有し、一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保しかつ維持（クラス3）するもの。